

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

○亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱 (ふるさと創生課)	2
○公示送達 (税務課)	9
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	9
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	9
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	10
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	10
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	10
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	11
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	11
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	11
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	12
○亀岡市生活安全推進協議会設置要綱の廃止 (自治防災課)	12
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	12
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	13
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	14
○亀岡市議会定例会の招集 (総務課)	14

### —— 公 告 ——

○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	15
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	15
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	16
○公募型プロポーザル方式による業務実施事業者の選定 (学校教育課)	20
○公募型プロポーザル方式による業務受託者の選定 (学校教育課)	21
○亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課)	21
○南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課)	22
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	23

### —— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○第62回亀岡市農業委員会総会の開催 28

告 示

亀岡市告示第137号

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年5月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若者又は子育て世代が創業し、観光客及び地域住民が気軽に集い交流を深め、まちの魅力創出につながる施設を新たに整備する費用を支援することにより、本市の活性化及び本市への定住促進を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない者が新たに事業を開始することをいう。
- (2) カフェ 主としてコーヒーその他の飲食を提供する店舗をいう。
- (3) ギャラリー 美術作品等を陳列若しくは

展示又は販売する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に住所を有する者で次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 市内において創業すること。
- (2) 補助金の交付申請時において、交付申請者又は交付申請法人の代表者の年齢が満45歳未満であること。
- (3) 補助対象施設を活用して5年以上事業を継続する意思があること。
- (4) 第1条の趣旨を理解し、補助金交付年度を含む5年間に、年2回以上、補助対象施設を活用して、不特定多数の者を対象とする人的交流とまちの魅力を創出するための催しを開催するよう努められること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 現に市税の滞納をしていないこと。
- (7) この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。

(補助対象施設)

第4条 補助申請の対象となる施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象者自らが事業を営む施設であること。
- (2) カフェ及びギャラリー等で、おおむね10人以上が施設内で交流することが可能な空間と構造を有すること。
- (3) 市の広報物等を掲示することが可能な空間と構造を有すること。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の建築に関する法令に照らし、適当と認められる建築物であること。

(補助対象事業)

第5条 補助対象となる事業は、観光客及び地域住民が気軽に集い交流を深めることにより

まちの魅力創出につなげるため、補助対象者が補助対象施設を整備するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象となる施設の整備(以下「補助対象工事」という。)に係る経費(契約日が平成29年4月1日以降のもので費用の合計額が消費税及び地方消費税相当額を含む10万円以上のものに限る。)
- (2) 補助対象となる事業の実施に必要な備品(以下「補助対象備品」という。)の購入に係る経費

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額又は20万円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手又は補助対象備品を購入する前に、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に誓約書(別記第2号様式)及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 税務署受付印のある所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出書控えの写し又は法人税法(昭和40年法律第34号)第148条に規定する内国普通法人等の設立の届出書控えの写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 補助対象施設の位置図
- (5) 補助対象施設の建物登記簿の全部事項証明書(当該施設を新たに築造する場合は除く。)

- (6) 補助対象工事の契約書及び補助対象備品の見積書
  - (7) 平面図、立面図その他の補助対象工事の内容が確認できる書類及び補助対象備品の構造図（カタログ）
  - (8) 補助対象工事を行う部分の施工前の状態が確認できる写真及び補助対象備品設置前の状態が確認できる写真
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第9条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了日から起算して1月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 官公署が発行する許可証、認可証又は登録証等の写し
- (2) 補助対象工事の領収書及び補助対象備品の領収書
- (3) 平面図、立面図その他の補助対象工事の完成後の内容が確認できる書類
- (4) 補助対象工事を行った部分の施工後の状態が確認できる写真及び補助対象備品設置後の状態が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定通知）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、当該補助対象事業に係る調査を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定して亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により、決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 補助金交付決定を受けた者（以下「確定者」という。）は、30日以内に亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金請求書（別記第6号様式）を市長に提出し請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) 第8条に規定する誓約書の誓約事項を遵守しなかったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第7号様式）により受給者に通知し、補助金が交付されている場合は当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第14条 市長は、確定者に対し施設整備の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第13条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住 所  
 商号又は屋号  
 代表者名 ㊟  
 電話番号

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業  
補助金交付申請書

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金の交付を受けたいので、  
亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定によ  
り申請します。

- 1 補助対象施設所在地
- 2 交付申請額  
補助対象経費を記入してください。

①	施設の整備に係る経費			
	契約日	年 月 日	経 費	円
②	事業の実施に必要な備品の購入に係る経費			
	経 費			円
経費の合計額 (①+②)				円

補助金額を記入してください。

経費の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端 数を切り捨てた額）と20万円のうち、いずれか少ない 方の金額								0	0	0	円
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

第2号様式（第8条関係）

（宛先）亀岡市長

申請者 住所  
商号又は屋号  
代表者名  
電話番号

④

年 月 日

第3号様式（第9条関係）

様

第 年 月 日

亀岡市長 国

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業  
補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金の交付については、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業の趣旨及びび目的を理解し、5年以上継続して補助対象施設を営営します。

2 補助対象施設において、補助金の交付を受けた年度を含む5年間について、年2回以上、不特定多数の者を対象とする人的交流とまちの魅力を創出するための催しを開催します。

3 補助金の交付申請を行うにあたり、私は亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第3条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しません。

4 亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第13条に該当することが判明し、補助金の交付決定が取り消された場合は、当該補助金を返還します。

記

交付 交付決定額 金 円  
 不交付 (理由)

(教示)

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式(第10条関係)

第5号様式(第11条関係)

(宛先) 亀岡市長

様

報告者 住 所  
商号又は屋号  
代表者名  
電話番号

亀岡市長

国

第 年 月 日  
号

年 月 日

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業実績報告書

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金について、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

第 年 月 日付け 第 号で交付決定を行いました亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金について、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業の交付決定額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 官公署が発行する許可証、認可証又は登録証等の写し
  - (2) 補助対象工事の領収書及び補助対象品の領収書
  - (3) 平面図、立面図その他の補助対象工事の完成後の内容が確認できる書類
  - (4) 補助対象工事を行った部分の施工後の状態が確認できる写真及び補助対象備品設置後の状態が確認できる写真
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者 住 所  
商号又は屋号  
代表者名  
電話番号

㊞

第7号様式（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 ㊞

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業  
補助金取消兼補助金返還決定通知書

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金請求書  
年 月 日 付 第 号で交付確定のあった亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金について、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

年 月 日 付 第 号で交付決定を行いました亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金について、下記のとおり取消しを決定しましたので、亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記の期日までに返還するよう通知します。

記

1 請求額 金 円

記

1 取消し及び返還補助金額 金 円

2 補助金の振込先

2 取消しの理由

預金種別	普通	口座番号	本店・支店			
	当座					
口座名義人	フリガナ					

年 月 日

返還期日

4 その他

「揭示済」



亀岡市告示第138号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年5月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年2月分  
市府民税（特別徴収）

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

名 称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 牧澤 昭博

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町杉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川勝 厚司

2 変更年月日

平成29年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月8日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 直紀

2 変更年月日

平成29年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町並河区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 三宅 紀幸

2 変更年月日

平成29年5月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町印地区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 入江 久雄

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町鎌倉雁松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 古本 唯克

2 変更年月日

平成29年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 勇

2 変更年月日

平成29年4月22日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町湯の花平区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 今淵 亙治

2 変更年月日

平成29年4月22日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第147号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年5月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成29年5月19日（金）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 6台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第148号

亀岡市生活安全推進協議会設置要綱（平成10年亀岡市告示第124号）は、廃止する。

平成29年5月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町法貴区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 法貴 幸雄

2 変更年月日

平成29年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町吉田西区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野木 富士雄

2 変更年月日

平成29年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 主たる事務所の所在地

省略

(2) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中島 照夫

2 変更年月日

平成29年4月23日

3 変更理由

代表者及び事務所の所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田中 清

2 変更年月日

平成29年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 正夫

2 変更年月日

平成29年4月9日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成29年6月5日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成29年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第28号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成29年6月6日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成29年6月7日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成29年6月21日までにこれを申し出ることができる。

平成29年5月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 平成29年5月15日

至 平成29年6月6日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第29号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年5月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年5月19日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第30号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年5月25日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 28教第3号  
(2) 工事名 亀岡市立つつじヶ丘小学校トイレ大規模改修工事（I期）  
(3) 工事場所 亀岡市西つつじヶ丘地内  
(4) 工事種別 建築一式工事  
(5) 工事概要 ・亀岡市立つつじヶ丘小学校トイレ大規模改修工事 一式

## ①改修建物概要

用途：小学校（工事対象校舎：北校舎・中校舎）

構造：鉄筋コンクリート造（地上3階建）

延べ面積：6,208㎡（校舎合計 屋内運動場除く）

## ②工事概要

生徒・教職員トイレ改修工事

生徒用3箇所 職員用1箇所 合計4箇所

・トイレ床面積 生徒用：約43.5㎡／1箇所

職員用：約31.2㎡

## 【建築工事：生徒用・教職員用共通】

・内装工事

床・壁・天井全面改修

・建具・ユニット工事

トイレブース取替 洗面カウンター設置 各部手摺設置 他

## 【電気設備工事：生徒用・教職員用共通】

・電灯・コンセント工事

全面改修 人感センサー設置（換気扇連動） 他

## 【機械設備工事】

・給排水衛生設備（設置箇所数はいずれも便所1箇所あたり）

生徒用女子便所：洋風大便器 5箇所 掃除用流し 1箇所

生徒用男子便所：洋風大便器 3箇所 小便器 5箇所

職員用女子便所：洋風大便器 2箇所 掃除用流し 1箇所



職員用男子便所：洋風大便器 2箇所 小便器 3箇所  
掃除用流し 1箇所

・換気扇設備工事（全室）

その他附帯工事 一式

- (6) 工期 契約日の翌日から平成29年10月13日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成29年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年5月25日（木）午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年5月25日（木）午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年6月2日（金） 午前9時から午後5時まで 平成29年6月5日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年6月6日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年6月1日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年6月7日（水）午後3時まで	共通事項5-1のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年6月9日（金） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成29年6月13日（火） 午前9時から午後5時まで 平成29年6月14日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：平成29年6月14日（水） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成29年6月16日（金）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成29年6月19日（月）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成29年6月19日（月）午前10時	平成29年6月20日（火）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成29年6月20日（火）午前9時から午後3時まで	平成29年6月21日（水）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成29年6月20日（火）午後3時以降	平成29年6月21日（水）午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第31号

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当導入業務について、公募型プロポーザル方式により業務実施事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年5月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務名称  
亀岡市中学校選択制デリバリー弁当導入業務
- (2) 目的  
亀岡市中学校の昼食は家庭の手作り弁当を基本としているが、弁当を作れないときなど、必要に応じて選択できるデリバリーによる注文弁当を提供する。
- (3) 対象校  
亀岡市立中学校及び義務教育学校（後期課程）のうち、平成29年度は亀岡市立詳徳中学校を対象とする。
- (4) 履行期間  
平成29年10月1日から平成30年3月31日までとし、学校での業務実施日及び配送時間は亀岡市教育委員会と調整のうえ決定する。
- (5) 業務の内容  
日替わりメニューの昼食弁当1種類以上を提供する。  
①献立の作成 ②予約受付と代金収受  
③弁当の調理・盛付 ④弁当の配送  
⑤弁当箱の回収・洗浄・消毒・保管  
⑥残菜等の処理  
詳細は亀岡市中学校選択制デリバリー弁当導入業務仕様書参照

2 その他

詳細は亀岡市中学校選択制デリバリー弁当導入業務公募型プロポーザル実施要項による。

「揭示済」

亀岡市公告第32号

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当予約システム開発及び保守管理業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年5月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名称

亀岡市中学校選択制デリバリー弁当予約システム開発及び保守管理業務

(2) 目的

亀岡市中学校の昼食において、必要に応じて選択できるデリバリーによる注文弁当を提供するにあたり、インターネットで予約できるシステムを導入する。

(3) 対象校

亀岡市立中学校及び義務教育学校（後期課程）のうち、平成29年度は亀岡市立詳徳中学校を対象とする。

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで。ただし、平成29年9月1日から予約できるようにする。また、弁当販売日は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間で学校が指定する日とする。

(5) 業務の内容

(1) システムの開発

(2) システムインストール及びサーバー24時間有人管理

なお、サーバーについてはホスティング契約とする。

(3) サーバー障害時における復旧作業及びユーザーサポート（※年間）

※年間とは、システム稼働時から平成30年3月31日までとする。

詳細は亀岡市中学校選択制デリバリー弁当予約システム開発及び保守管理業務委託業務仕様書参照

2 その他

詳細は亀岡市中学校選択制デリバリー弁当予約システム開発及び保守管理業務委託公募型プロポーザル実施要項による。

「揭示済」

亀岡市公告第33号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 組合の名称

亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成26年6月6日から  
平成32年3月31日まで

3 施行地区の区域

亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部

4 事務所の所在地

亀岡市余部町清水77番地1

- 5 設立認可の年月日  
平成26年6月6日
- 6 変更認可の年月日  
平成29年5月29日

「揭示済」

- 6 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第34号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成29年5月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業の名称  
南丹都市計画亀岡駅北土地区画整理事業
- 2 施行地区の区域  
亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 縦覧に供する図書  
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 4 縦覧期間  
土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 亀岡市公告第35号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年5月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 28教第5号  
 (2) 工事名 亀岡市立大井小学校トイレ大規模改修工事（I期）  
 (3) 工事場所 亀岡市大井町並河地内  
 (4) 工事種別 建築一式工事  
 (5) 工事概要 ・亀岡市立大井小学校トイレ大規模改修工事 一式

## ①改修建物概要

用途：小学校（工事対象校舎：東校舎）

構造：鉄筋コンクリート造（地上3階建）

延べ面積：4,574㎡（校舎合計 屋内運動場除く）

## ②工事概要

生徒・教職員・多目的トイレ改修工事

生徒用3箇所 職員用1箇所 多目的用1箇所 合計5箇所

・トイレ床面積 生徒用：約39㎡／1箇所

職員用：約16㎡

多目的用：約4.2㎡

## 【建築工事：生徒用・教職員用・多目的用共通】

・内装工事

床・壁・天井全面改修

・建具・ユニット工事

トイレブース取替 洗面カウンター設置 各部手摺設置 他

## 【電気設備工事：生徒用・教職員用・多目的用共通】

・電灯・コンセント工事

全面改修 人感センサー設置（換気扇連動） 他

## 【機械設備工事】

・給排水衛生設備（設置箇所数はいずれも便所1箇所あたり）

生徒用女子便所：洋風大便器 4箇所

生徒用男子便所：洋風大便器 2箇所 小便器 5箇所

職員用女子便所：洋風大便器 2箇所

職員用男子便所：洋風大便器 1箇所 小便器 2箇所

多目的用便所：洋風大便器 1箇所

・換気扇設備工事（全室）

その他附帯工事 一式

- (6) 工期 契約日の翌日から平成29年10月13日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成29年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。



(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年5月30日(火)午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年5月30日(火)午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年6月7日(水) 午前9時から午後5時まで 平成29年6月8日(木) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年6月9日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年6月6日(火)午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年6月12日(月)午後3時まで	共通事項5-1のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年6月14日（水） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成29年6月19日（月） 午前9時から午後5時まで 平成29年6月20日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：平成29年6月20日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成29年6月22日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成29年6月23日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成29年6月23日 （金）午前10時	平成29年6月26日 （月）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成29年6月26日 （月）午前9時から 午後3時まで	平成29年6月27日 （火）午前9時から 午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成29年6月26日 （月）午後3時以降	平成29年6月27日 （火）午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

山 本 隆 志  
 湯 浅 豊  
 中 澤 基 行  
 市 原 靖 夫  
 廣 瀬 義 直  
 茨 木 國 夫  
 塚 田 勇  
 中 井 康 雄  
 亀 井 義 一  
 串 崎 哲 史  
 山 本 眞之介  
 塚 本 政 雄  
 竹 内 光 雄  
 櫻 井 邦 男  
 長 澤 康 浩  
 廣 瀬 一 夫  
 法 貴 良 好  
 大 西 章 弘  
 大 石 慶 明  
 中 村 俊 孝  
 山 内 勇  
 西 田 佳 弘  
 高 向 豊

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

田 中 美賀子

亀岡市総合計画審議会委員を解嘱します

山 本 眞之介

亀岡市民生委員推せん委員の委嘱を解きます

平成29年5月1日

明 田 晋 治

亀岡市総合計画審議会委員を解嘱します

廣 瀬 義 直

亀岡市民生委員推せん委員に委嘱します

任期は平成29年10月31日までとします

飯田 耕市郎  
亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱  
を解きます

大石 慶明  
亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱  
します

任期は平成29年8月31日までとします

(各 通) 田中 美賀子  
山本 眞之介

亀岡市男女共同参画審議会委員の委嘱を解きま  
す

(各 通) 多胡 麻衣  
法 貴 良 好

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します  
任期は平成30年9月1日までとします

平成29年5月2日

大西 章 弘  
亀岡市景観審議会委員に委嘱します  
任期は平成29年12月20日までとします

大西 章 弘  
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成30年9月4日までとします

(各 通) 深見 治 一  
藤井 孝 夫  
池 垣 明 彦  
安 本 洋 一

亀岡市農業委員選定委員に委嘱します  
任期は平成30年5月21日までとします

平成29年5月22日

今井 敬 三  
亀岡市防災会議委員に委嘱します  
任期は平成31年5月24日までとします

(各 通) 福 阪 大 輔  
大西 章 弘  
坂 本 信 雄

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します  
平成29年5月25日

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第2号

第62回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり  
公告する。

平成29年5月25日

亀岡市農業委員会  
会長 田中義雄

記

- 1 日 時  
平成29年5月30日（火）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 3階302・303会議室
- 3 議 題  
(1) 平成28年度亀岡市農業委員会事業報告  
(2) 平成29年度亀岡市農業委員会事業計画  
(案)

「揭示済」